担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	農業経営改善計画の認定の取消し		
法 令 名根 拠条項	農業経営基盤強化促進法 第13条第2項		
法令番号	昭和55年法律第65号		

【基準】

法第13条第2項の規定による。

(農業経営改善計画の変更等)

- 第13条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。
- 2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第4項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第3項に規定する者(第14条において「関連事業者等」という。)が認定計画に従ってその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

備考

設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和2年4月1日